

麻疹風しんの任意予防接種を受ける方へ（説明書）

1 任意接種には努力義務はありません

予防接種法に基づく定期予防接種とは異なり、任意予防接種には、受けるように努めなければならない法律上の努力義務はありません。任意予防接種は医師の判断と保護者の同意に基づいて行われます。

2 「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください

麻疹風しん予防接種の効果と副反応のリスクなどについて書いてあります。予防接種を受ける前に必ずお読みください。

3 健康被害の救済について

予防接種を受けたあと、極めてまれ（百万から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることがあります。任意予防接種により健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（PMDA 法）に基づく医薬品副作用被害救済制度に基づく救済の対象となりますが、定期予防接種と比べて救済の対象、額等が異なります。PMDA は、給付の請求があった健康被害について、その健康被害が医薬品等の副作用によるものかどうか、医薬品等が適正に使用されたかどうか等の医学・薬学的な判定の申し出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣は PMDA からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会（副作用・感染等被害判定部会）に意見を聴いて判定することとされています。

4 救済の対象とならない場合

次のような場合は、PMDA 法に基づく医薬品副作用被害救済制度の救済給付の対象にはなりません。

- (1) 医薬品等の使用目的・方法が適正であったとは認められない場合。
- (2) 医薬品等の副作用において、健康被害が入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が経過した場合。
- (3) 医薬品等の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。
- (4) その他、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会における、医学的薬学的判定において認められなかった場合。

医薬品副作用被害救済制度について、詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページをご覧ください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

救済制度相談窓 □ 0120-149-931

〔月～金〕 9 時～17 時（祝日・年末年始を除く）

ホームページ <http://www.pmda.go.jp>

（お問合せ先）

川崎市健康福祉局 保健医療政策部

感染症対策担当（予防接種）

電話 044-200-2440

FAX 044-200-3928